８世災対第２６４号
令和８年１１月２日

# 世田谷区防災気象情報提供委託プロポーザル実施要領兼説明書

１　事業の概要

（１）契約予定件名

世田谷区防災気象情報提供委託（長期継続契約）

（２）目的

気象情報提供事業者より、各種気象情報をいち早く入手することで、災害時または災害発生のおそれがある場合において、区の早期の意思決定および態勢確立等に活用することを目的とする。また、区民および本区に通学･通勤する区外の住民等を対象に、世田谷区の防災気象情報を常時提供することで、災害発生のおそれを早期に把握し、自らの安全確保に必要な避難行動や防災行動の判断を支援するとともに、災害による人的･物的被害の軽減を図ることを目的とする。

（３）事業内容

詳細は別添「防災気象情報提供委託仕様書」のとおり。

①職員向け防災気象情報提供業務

職員向けに、各種気象情報を Web サイトで提供する。その他、最新の気象見解に基づく災害リスク指標の提示し、区職員からの問い合わせがあった場合は、気象予報スタッフによる解説を 24 時間体制で行う。

②住民向け防災気象情報提供サイトの運用

住民向けに、雨量や水位、河川ライブカメラの映像を含む各種気象情報を Web サイトで提供する。

（４）履行期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

※区は契約期間中であっても、契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

２　提案限度額

１７,４９０,５２８円（税込み）（３年間）

５,８３０,１７６円（税込み）（令和９年度分）

※本件は令和９年度予算の配当を条件として契約する。

３　プロポーザル方式を採用する具体的理由

防災気象情報は、災害時または災害発生のおそれがある際の意思決定および態勢確立に大きく寄与するものであり、区民の生命保護に直結する重要なものである。昨今、突発的な集中豪雨や頻発する台風など激甚化する災害を受け、大雨のリスク評価や災害発生前の判断支援に資する情報の重要性が今まで以上に高まっている。

気象予測技術は事業者ごとに差異があり、日々機能向上が図られている分野であることから、仕様上に機能を網羅的に定めることが困難である。加えて、予測情報の精度、リスク評価機能、区の態勢の判断支援等については、単純な機能の有無や定量的な要件のみでは十分に評価することができない。

このため、価格のみならず、事業者の有する専門的知識、技術力、実績、提案内容等を総合的に評価し、本区の防災対応に最も適した事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

４　参加資格

参加表明書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者。

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及びそれら

の者と関係を有する者でないこと。

（７）気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第17条の規定に基づき、気象庁長官から気象・地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く）について予報業務の許可を得ていること。

（８）令和３年度以降に、官公庁において同種契約の履行実績があること。

（９）「世田谷区防災気象情報提供委託プロポーザル方式業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下のとおり。

委員長：危機管理監　　永池　昌直
委　員：世田谷総合支所長　　三浦　与英
災害対策課長　　竹越　学
土木部長　　畝目　晴彦
防災街づくり担当部長　山梨　勝哉

5　スケジュール（予定）

■令和８年

| 項目 | 日程 |
|---|---|
| 手続開始の公告、説明書の配付開始 | １１月２日（月） |
| 参加表明書提出締め切り | １１月１６日（月） |
| 招請通知発送 | １１月２０日（金） |
| 参加事業者より質問受付 | １１月２０日（金）～２７日（金） |
| 参加事業者への質問回答 | １２月４日（金） |
| 提案書等提出締め切り | １２月１８日（金） |

■令和９年

| 項目 | 日程 |
|---|---|
| 審査結果通知発送 | １月６日（水） |
| 契約締結 | ４月１日（木） |

6　説明書の交付期間、場所および方法

（１）交付期間

令和８年１１月２日（月）～１６日（月）

（２）交付場所および方法

「13 本件担当」記載の窓口での配布または世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前９時から午後５時まで（土日、祝日を除く）

7　参加表明書の提出期限、提出先および方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、下記期間内に必要書類を提出すること。

（１）提出書類

①参加表明書（様式１）

②都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書

（発行年月日から３か月以内）

③参加資格要件とする気象業務法に基づく気象・地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く）に関する予報業務の許可が確認できる書類

④参加資格要件とする受注実績が確認できる書類

（２）提出期限

令和８年１１月１６日（月）正午必着

（３）提出方法

持参または郵送により提出すること。

（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る。）

（４）提出先

「13 本件担当」に提出すること。

（５）招請通知

参加資格が確認できた事業者には、令和８年１１月２０日（金）にプロポーザル招請通知書をメールおよび郵送にて送付する。参加資格を満たしていない事業者には、同日にメールおよび郵送にて非招請通知を送付する。

（６）辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届（様式２）」を速やかに提出すること。

8　質問の提出期限、方法及び回答

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月２７日（金）正午必着

（２）提出方法

「質問書兼回答書（様式３）」を電子メールで「13 本件担当」宛てに送信すること。

（３）回答

令和８年１２月４日（金）までに回答をとりまとめ、すべての参加事業者宛てに電子メールで回答する。

9　選定方法

本プロポーザルでは、「世田谷区防災気象情報提供委託プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を、本業務の随意契約の相手方となるべき候補者として選定する。

審査は、下記の評価基準に基づき、提案書によって審査する。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。なお、点数が同点となった場合には、選定委員による多数決で順位を決定する。

10　提案書に求める内容及び評価基準

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、（１）事業提案に関する書類（２）Web サイトの操作説明書（３）見積書を提出すること。

（１）事業提案に関する書類

提案書に求める内容は下記のとおりとする。審査についても、下記項目の記載内容を評価することとする。

| | 項目名 | 評価基準 |
|---|---|---|
| 1 | 気象分析・予測に関する事項 | （１）災害対応に活用できる各種気象情報が分かりやすく表示されているか。<br>（２）予測期間及び予測情報の信頼性は十分なものとなっているか。<br>（３）気象情報に関する独自の分析や解 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 説情報を提供できているか。<br>（４）予測精度の向上に向けた取り組みが充実しているか。 |
| 2 | 災害リスク評価に関する事項 | （１）区の態勢判断に必要な災害リスクに関する情報が網羅されているか。<br>（２）時系列リスク評価は、危険度の変化やピーク時間の詳細が分かるようになっているか。<br>（３）通知機能など、リスクの変化や危険度の高まりがあった際に職員が迅速に把握できる仕組みとなっているか。<br>（４）世田谷区の地域特性や過去の災害事例を踏まえ、本区独自の運用に対応できる提案となっているか。 |
| 3 | 報告書作成に関する事項 | （１）各種気象情報の履歴の検索が容易かつ分かりやすく表示されているか。<br>（２）データの出力機能が充実しており、庁内共有や資料作成に活用しやすいか。<br>（３）報告書及びその他文書の作成を支援する独自の機能を提供しているか。 |
| 4 | その他追加提案に関する事項 | （１）仕様外に、災害対応に役立つ機能が提案されているか。<br>（２）追加提案の内容に実現性があり、運用可能なものとなっているか。 |
| 5 | 機能拡張に関する事項 | （１）既存機能の拡大や新規機能の追加といった、機能向上に向けた開発体制が整備されているか。<br>（２）機能に関するユーザーからの追加要望に対応した実績はあるか。 |
| 6 | システム障害の対応に関する事項 | （１）システム障害を未然に防ぐ対策が取られているか。<br>（２）システム障害が発生した際、早期復 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 旧に向けた体制が構築されているか。<br>（３）システム障害時も代替の情報提供手段が整備されているか。<br>（４）システム復旧後に再発防止の対策が取られているか。 |
| 7 | 業務の安定的な遂行に関する事項 | （１）24 時間体制の気象解説や、システム開発および運用に適切な人員配置がされているか。<br>（２）他自治体において、本件業務と類似の業務について十分な実績を有していると認められるか。 |
| 8 | Web サイトの視認性・操作性に関する事項 | （１）複数の地点の情報を一画面で確認できる、項目が種別ごとに整理されているなど、閲覧したい情報が画面に見やすく表示されているか。<br>（２）閲覧したい項目の切り替えが容易など、必要な情報を簡単に表示できるか。 |

※書類作成上の注意点

①上記すべての項目について項目立てし、分かりやすく具体的に記載すること。必要に応じて上記以外の項目および内容を追加してもよい。

②提案書には下記事項を記載した表紙を付けること。

・タイトル（世田谷区防災気象情報提供委託事業提案書）

・提出年月日

・事業者名、住所、担当者名、連絡先

③印刷の場合は、A４縦・横書き（自由様式）とし、２箇所にホチキス止めをすること。

（２）Web サイトの操作説明書

職員向けの防災気象情報提供サイトの仕様が分かる操作説明書を提出すること。なお、提出する操作説明書は、PC での利用を想定したものとする。

（３）見積書

令和９～11 年度の見積書を、年度ごとに作成すること。見積金額は円単位とする。なお、見積書の金額は評価項目の一つであり、点数に反映される。

（４）提出期限

令和８年１２月１８日（金）正午必着

（５）提出方法

電子メール、郵送、持参のいずれかにより提出すること。

（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る。）

（６）提出先

「13 本件担当」に提出すること。

11　審査結果の通知期日および方法

審査の結果については、電話連絡の後に文書にて通知する。また、区は選定業者名および審査結果について公表することができるものとする。

（１）通知日

令和９年１月６日（水）予定

（２）通知方法

郵送にて通知する。

12　その他

（１）本件は令和９年度予算の配当を条件として契約する。

（２）詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。

（３）契約保証金は免除とする。

（４）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（５）提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

（６）区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。

（７）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（８）提出期限以後の参加表明書および提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

（９）提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

（10）関連情報を入手するための照会窓口は、「13 本件担当」に同じ。

（11）本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区

は拘束されない。

(12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(13) 提案書の提出後に「4　参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(14) 電算処理の業務については、別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

13　本件担当

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷 4-21-27（世田谷区役所東棟 3 階）

危機管理部　災害対策課　冨田、山田、北島

電話番号：03-5432-2262　FAX：03-5432-3014